高齢者虐待防止に関する指針

1 高齢者虐待防止の基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。

職員が高齢者虐待について理解し、利用者の権利を擁護するとともに、サービスの提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないようこの指針を定める。

2 この指針において「虐待」とは、次の行為をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

(1) 身体的虐待:

暴力的行為等で、利用者の身体に外傷や痛みを与える、又はその恐れのある行為や正当な理由なく身体を拘束することや外部と接触させないようにする行為

・叩く・つねる・蹴る・火傷を負わせる・無理やり食事を口に入れる

・ベッドに縛り付ける・意図的に薬を過剰に飲ませる等して、身体拘束、抑制をする。

(2) 介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果を問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる行為

・水分や食事を十分に与えられず、空腹状態、脱水症状、栄養失調の状態にある

・オムツを放置する、劣悪な状態の中に放置する

・必要とする介護・医療サービスを制限したり、使わせない。

(3) 心理的虐待:

脅しや侮辱的な言葉や、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的に苦痛を与える行為

・排泄等の失敗を嘲笑したり、人前で話したりして恥をかかせる

・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・意図的に無視する

・子供のように扱う

(4) 性的虐待:

あらゆる形態の性的な行為又はその強要

・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

・性器への接触等

(5) 経済的虐待:

本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する

3 虐待に対する基本方針

職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。

利用者本人や他の利用者等の生命を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止であって、身体拘束は原則虐待に該当する。

4 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的に虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

①虐待防止のための指針等の整備

②虐待防止を目的とした年１回以上の職員研修の推進

③虐待予防、早期発見に向けた取り組み

④虐待が発生した場合の対応

⑤虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

委員会の構成は、管理者、介護主任、ユニットリーダーとし、運営責任者（担当者）は管理者とする。

(3) 委員会の開催

①委員会は年１回開催する。

②虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。

③委員会の会議内容を記録する。

(4) 虐待防止委員会と身体拘束等適正化検討委員会は、一体的に運営する。

５ 高齢者虐待防止のための職員研修

(1) 虐待防止を目的とした職員研修を原則年１回以上開催する。

身体拘束等の適正化のための研修が要件となっている場合は、身体拘束等の適正化の為の研修と合わせて実施する。

(2) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

(3) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

６ 虐待等が発生した場合の対応

(1) 虐待等が発生した場合又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。

(2) 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を最優先する。

(3) 虐待者が職員である場合は、厳正に対処する。

(4) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

７ 虐待が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者又は家族等から虐待の通報がある場合は、本指針に基づき対応する。

相談窓口は、施設長及び介護主任とする。

(2) 職員は、虐待を発見した場合は、施設長又は介護主任に報告しなければならない。

(3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことを認識し、職員は虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

８ 虐待に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談は、受け付けた内容を管理者に報告する。

(2) 苦情を受けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

(3) 対応の結果は相談者に報告する。

９ 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

10 権利擁護及び高齢者虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

11 本指針の改定は、必要に応じて施設長が行うものとする。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。